

# CFP<sup>®</sup> 受験対策

FPKオリジナル

## 精選過去問題集

制度改定版／



## リスクと保険



NPO法人日本FP協会認定教育機関／FP専門校  
FPK研修センター株式会社

# 【CFP® 受験対策精選過去問題集の使い方】

・ CFP 受験対策精選過去問題集の特徴を活用して、効率よく学習をおすすめください。

## ◆時間的に余裕のある場合は、まず一通りチャレンジしましょう。

- 得意分野からチャレンジ
- 基本レベルからチャレンジ
- スムーズに解けなかった問題はチェックしてくり返しチャレンジ。

問題の出題内容を表示  
得意分野の問題から解くもよし!

問題編

## ◆時間的に余裕のない場合は、問題をチョイスしてチャレンジしましょう。

- 出題頻度の多いものにチャレンジ
- Let's try にチャレンジ

問題の難易度を表示。  
難易度をチョイスして学習可能。

問題の出題年度を表示。

設問問題の出題頻度を表示。  
☆の数の多い問題は是非解けるように。

CFP 精選過去問題 タクソプランニング

【問11】 H28-1 不動産所得  
不動産所得に関する以下の設問について、それぞれの答えを1~4の中から1つ選んでください。

(問題21) 設問A ☆☆☆  
ビルの賃貸業を営む甲さんの平成23年の損益は、下記のとおりと予想される。甲さんの不動産所得について、平成23年中の税引後(所得税および住民税を差し引いた後)のキャッシュフローの金額として、正しいものはどれか。

<平成26年分の不動産賃貸業の予想>

項目	金額	備考
賃貸料収入	2,100万円	すべて現金による収入である。
租税公課	300万円	固定資産税、事業税。すべて現金による支出である。
減価償却費	550万円	平成23年中にビルに看板を新たに設置し、その構築物の購入代金50万円を現金で支出している。
支払利息	400万円	借入金の元金の返済金額は、700万円である。
管理費ほか	150万円	すべて現金による支出である。
合計	1,400万円	
青色申告特別控除額	65万円	

※平成23年分の所得税および住民税は、100万円である。

- 335万円
- 400万円
- 450万円
- 500万円

## 解答・解説編

### ◆理解を早めるための一工夫。

スムーズに解けない問題は、迷わず解説を読んで理解しましょう。

解答解説でも難易度・出題年度を表示。  
試験における重要度がわかる!

☆の数の多い問題の  
解答方法はおぼえる!

問題解答に必要な知識も詳しく記載。  
別の角度からの出題も“取りこぼし無し”

限られた学習時間に合わせて☆☆☆や  
Let's try のみなどの重点学習も可能。

CFP 精選過去問題 解答と解説 タクソプランニング

【問32】 H28-2 リタイアメント

<正解>

設問A	設問B	設問C
3	2	1

会社と個人事業をリタイアした後にも所得税・住民税はさまざまなケースにおいて課税されるため、その知識を退職金および年金支給に關して問う。

(問題98) 設問A-3 退職金の手取り額の計算方法 ☆☆☆

退職金からは、退職所得に対する所得税が源泉徴収され、住民税が特別徴収されるため、手取り額は非常に実務的な問題である。「退職所得の受給に関する申告書」を提出している場合には、退職金支給時に所得税が源泉徴収され、課税関係が終了する。また、「退職所得の受給に関する申告書」を提出しない場合には、収入金額の20%が源泉徴収され、発給者は、確定申告により精算することになる。

- 収入金額 1,900万円
- 勤続年数 33年(平成22年は昭和換算では昭和85年)  
勤続年数は、就職した日から退職した日まで、会社に実際に勤務していた期間による。1年未満の端数は1年とし、長期欠勤・休職期間も勤続年数に含まれる。  
勤続年数32年2ヶ月(昭和63年8月1日～昭和85年9月30日) → 33年
- 退職所得控除額 800万円+70万円×(33年-20年)=1,710万円  
(障害者になったことに直接起因して退職した場合は100万円加算)
- 退職所得の金額 (1,900万円-1,710万円)×1.2=295万円
- 所得税 95万円×5% (所得税の速算表から) =47,500円
- 住民税 95万円×10%×(1+1/10) =85,500円
- 手取り額 19,000,000円-(47,500円+85,500円) =18,867,000円

(問題99) 設問B-2 2つ以上の退職金を受給した場合の退職所得の計算方法 ☆☆☆

中小企業基盤整備機構から支給される退職一時金も、受給者の退職所得に該当する。会社から受け取った退職金との合計金額から退職所得控除額を差し引く。

(参考) 2つ以上の退職金の支払いを受けた場合の勤続年数。  
その年に2つ以上の退職手当を受給した場合は、各退職手当ごとに勤続期間を計算し、そのうちの最も長い期間によって勤続年数を計算し、退職所得控除額を算出する(所得税法施行令69①-3)。

- 収入金額 1,200万円+900万円=2,100万円
- 勤続年数 勤続年数25年11ヶ月 → 26年  
26年と15年のうち、最も長い期間 → 26年

CFP 精選過去問題 解答と解説 タクソプランニング

<小規模企業共済の税法上の取扱い>

支払事由	所得の区分	確定申告・源泉徴収
共済金	死亡以外の一括受取(原業等)	退職所得 源泉徴収(退職所得の受給に関する申告書の提出/加入期間に応じた控除額)
	死亡以外の分割受取	雑所得 源泉徴収有り。公的年金等の雑所得扱い
準共済金	死亡	相続税 みなし相続財産として相続税申告
	個人事業の組織変更・親族等への事業譲渡	退職所得 源泉徴収(退職所得の受給に関する申告書の提出/加入期間に応じた控除額)
解約手当金	65歳以上任意解約	退職所得 源泉徴収(退職所得の受給に関する申告書の提出/加入期間に応じた控除額)
	65歳未満任意解約	一時所得 共済掛金総額は一時所得の計算上、支出した金額に算入できない

<小規模企業共済制度の加入対象者に追加される共同経営者について>

小規模企業共済制度では、個人事業は個人事業主とともに配偶者や後継者等の家族が一体として事業が行われているにもかかわらず、個人事業主のみを加入対象といたしたため、「小規模企業共済法の一部を改正する法律案」では、個人事業主の「共同経営者」を加入対象者として拡大することとされている。

【改正概要】

小規模企業共済制度の加入対象者に追加される共同経営者について、所要の法律改正を前掲の次の措置に講じられる。適用は所要の法改正後となる。

- 共同経営者が支払った掛金については、その全額を所得控除の対象とする。
- 共同経営者が支給を受ける分割(年金)払いの共済金等については、公的年金等除除を適用し、一括払いの共済金等については退職手当とみなされる。

- ・小規模企業共済制度とは…  
小規模企業の個人事業主や会社等の役員が事業をやめた場合の、生活の安定や事業再建のための共済制度(経営者の退職金制度)。
- ・この制度に加入できる者は…  
常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業は5人以下)等の個人事業主及び会社役員等(でした)。
- ・税制上のメリット…掛金は全額所得控除  
共済金は退職所得扱い(一括受取)又は公的年金等の雑所得扱い(分割受取)

<中小企業退職金制度の加入対象者に追加される同居親族について>

個人事業主の配偶者は、事業主と利益が1つであるということから、従業員とみなされておらず加入対象外とされ、配偶者以外の同居親族は他の従業員と同じ就業規則や賃金規定、労働条件である場合限り加入できた(家族従業員のみ場合は加入できなかった)。しかし、個人事業主とともにその配偶者や後継者等の家族が一体として事業が行われている実態を考慮して見直し

詳しい解答解説が精選過去問題集の特徴!  
内容の理解で問題が解ける。

さらに改正概要なども解説!  
幅広い知識をフォロー。

No.	項目名	出題内容		H23 -2	H24 -1	H24 -2	H25 -1	H25 -2	H26 -1	H26 -2	H27 -1	H27 -2	H28 -1	頻度
1	損害保険と法律	自動車損害賠償保障法(自賠法)	自賠法と民法、過失責任主義と無過失責任主義、運行共用者、対象事故			○								1
2		失火責任法	失火責任法の理解	失火責任、債務不履行責任、不法行為責任			○		○					2
3		国内製造物責任	製造物責任とPL法上の責任	PL法上で対象となる業者、欠陥製品と損害、責任の期限、表示製造業者			○							1
4		保険法	保険法と保険業法、労働者災害補償保険法、銀行法、JA共済		○							○		2
5		金融ADR制度				○					○			2
6	損害保険の制度・仕組み	損害保険契約者保護機構	保護機構の説明 ソルベンシーマージン			○				○		○	○	4
7		損害保険料率算出機構	参考純率										○	1
8		保険料支払い保険金請求	時効				○			○				2
9		少額短期保険業者	少額短期保険業者の規制	引受限度額、満期返戻金、年間收受保険料、保険料その他資産の運用							○			1
10		コンプライアンス	保険募集等に関する規則				○		○					2
11		損害保険の用語	通知義務、被保険利益、再調達価額、保険金額、免責金額、経済的全損、告知義務、損害率				○				○		○	3
12	火災保険	火災保険の支払保険金(時価契約)	保険価額、80%条項、付保額								○			1
13		保険金額、保険価額、損害保険金の支払額	住宅火災、住宅総合、団地保険、店舗総合、家庭用火災保険(新型火災保険、新価実損払火災保険)、約款読取り			○		○	○			○		4
14		家財保険	保険金額設定							○				1
15		マンションの火災保険	専有部分、借家人賠償責任担保特約、保険金の設定額、地震保険の割引制度、専有部分共有部分の建物評価				○			○		○		3
16		住宅総合保険	価額協定保険の約定割合	約定割合							○			1
17	約款の読み取り		盗難保険金・傷害費用保険金の計算、臨時費用、残存物取り片づけ費用、特別費用保険金の計算		○			○		○			3	
18	住宅総合と地震保険		支払われる損害保険金。基本的事項の説明		○	○			○	○			○	5
19	店舗総合保険	店舗総合保険での保険金支払対象となる事故	水害、風災、保険金支払の条件 盗難の支払保険金の計算等							○			○	2
20	地震保険	地震保険金額の設定ほか	保険の目的・主契約と付帯契約・保険期間・契約金額、割引制度、分譲マンションの地震保険				○			○			○	3
21		地震保険の支払保険金	支払保険金、支払対象損害、損害保険会社の支払い保険金額の総額					○		○				2
22		地震保険の保険料	地震保険料率算出機構・割引								○			1
23		地震保険に関する法律	政府の再保険制度の負担部分		○									1
24		地震の補償の取り扱い	少額短期保険業者、全労済、JA、CO・OP共済		○									1
25	費用保険	火災利益保険 店舗休業保険							○				1	
26	共済	JA共済(建物更正共済)、都道府県民共済、CO・OP共済、全労済					○						1	

## 問題編 目次

### リスクと保険 - 1 ( 生命保険編 )

問題 番号 ▼	難易度 ▼	出題 年度 ▼	P ▼
【問1】	基	H24-1～H27-1 < 保険法等 > -----	1
【問2】	基～中	H26-2～H27-2 < 保険業法と保険契約者保護制度 > -----	3
【問3】	基～中	H24-2～H27-1 < 少額短期保険業制度 > -----	6
【問4】	基	H25-2～H27-2 < 制度共済 > -----	9
【問5】	基	H25-2～H27-2 < 保障ニーズとコンサルティング > -----	10
【問6】	基	H25-1～H27-2 < 生命保険の一般的な商品知識 > -----	13
【問7】	基	H25-1～H27-1 < 生命保険の一般的な商品知識 > -----	20
【問8】	基	H24-1～H27-1 < 生命保険の一般的な商品知識 > -----	24
【問9】	基	H24-2～H26-1 < 生命保険の一般的な商品知識 > -----	30
【問10】	基～中	H27-2 < 保険約款の読取り > -----	33
【問11】	基～中	H25-1 < 保険証券および保険約款の読取り > -----	40
【問12】	基～中	H27-2 < 保険証券および保険提案書の読取り > -----	51
【問13】	基～中	H26-2 < 保険証券および保険提案書の読取り > -----	59
【問14】	基～中	H27-1 < 保険証券の読取り > -----	65
【問15】	基	H26-1～H27-2 < 個人契約の生命保険の税務等 > -----	70
【問16】	基～上	H25-2～H27-2 < 個人契約の生命保険の税務等 > -----	72
【問17】	基～中	H25-2～H27-2 < 個人契約の生命保険の税務等 > -----	76
【問18】	基～中	H25-1～H27-2 < 個人事業主に対するコンサルティング > -----	80
【問19】	基	H26-1、H27-1 < 定年退職前の夫婦の生活保障 > -----	84
【問20】	基～中	H24-2～H27-1 < 夫と死別した妻と子ども世帯の保険設計 > ----	86
【問21】	基～中	H26-1 < 従業員の生活保障 > -----	89
【問22】	基～中	H26-2～H27-2 < 従業員の生活保障 > -----	93
【問23】	基～中	H25-2～H27-1 < 従業員の生活保障 > -----	95
【問24】	中～上	H27-2 < 役員の生活保障 > -----	97
【問25】	基～上	H27-1 < 役員の生活保障 > -----	102
【問26】	基～上	H26-1 < 役員の生活保障 > -----	107
【問27】	中	H26-1、H27-2 < 相続対策 > -----	111
【問28】	基～中	H27-1 < 相続対策 > -----	115
【問29】	基～中	H26-2 < 相続対策 > -----	118
【問30】	基～中	H25-2～H27-2 < 法人契約の生命保険の税務・経理処理 > -----	122
【問31】	中～上	H25-1～H27-2 < 法人契約の生命保険の税務・経理処理 > -----	125
【問32】	中～上	H24-1、H24-2 < 法人契約の生命保険の税務・経理処理 > -----	129
【問33】	中	H24-1～H27-1 < 法人契約の生命保険の税務・経理処理 > -----	132

※ 難易度のマークはFPK研修センターが独自に振り分けたもので、次の通りです。

基 = 基本レベル    中 = 中級レベル    上 = 上級レベル    特 = 特異問題

★=出題頻度(1つ:1~2回・2つ:3~4回・3つ:5回~)◎=Let's try(必ずやっておこう)

## 生命保険編

- 【問 1】保険法等  
 (問題 1) 設問A ★★★-----1  
 (問題 2) 設問B ★★★-----1  
 (問題 3) 設問C ★-----2
- 【問 2】保険業法と  
 保険契約者保護制度  
 ◎ (問題 4) 設問A ★★-----3  
 ◎ (問題 5) 設問B ★★-----3  
 ◎ (問題 6) 設問C ★★-----4
- 【問 3】少額短期保険業制度  
 (問題 7) 設問A ★★★-----6  
 (問題 8) 設問B ★★★-----6  
 (問題 9) 設問C ★★★-----7  
 (問題10) 設問D ★★★-----7
- 【問 4】制度共済  
 ◎ (問題11) 設問A ★★★-----9  
 ◎ (問題12) 設問B ★★★-----9  
 ◎ (問題13) 設問C ★★★-----9  
 ◎ (問題14) 設問D ★★★-----9
- 【問 5】保障ニーズと  
 コンサルティング  
 (問題15) 設問A ★★-----10  
 (問題16) 設問B ★★-----11  
 (問題17) 設問C ★-----12  
 (問題18) 設問D ★-----12
- 【問 6】生命保険の  
 一般的な商品知識  
 (問題19) 設問A ★★-----13  
 (問題20) 設問B ★★-----14  
 (問題21) 設問C ★★★-----16  
 (問題22) 設問D ★★★-----18
- 【問 7】生命保険の  
 一般的な商品知識  
 (問題23) 設問A ★★★-----20  
 (問題24) 設問B ★★★-----22  
 (問題25) 設問C ★★★-----23
- 【問 8】生命保険の  
 一般的な商品知識  
 ◎ (問題26) 設問A ★★★-----24  
 ◎ (問題27) 設問B ★★★-----26  
 ◎ (問題28) 設問C ★★★-----29
- 【問 9】生命保険の  
 一般的な商品知識  
 (問題29) 設問A ★★-----30  
 (問題30) 設問B ★★★-----30  
 (問題31) 設問C ★★★-----30  
 (問題32) 設問D ★★★-----31  
 (問題33) 設問E ★★★-----31  
 (問題34) 設問F ★★★-----32
- 【問10】保険約款の読取り  
 ◎ (問題35) 設問A ★★-----38  
 ◎ (問題36) 設問B ★★-----39  
 ◎ (問題37) 設問C ★★★-----39  
 ◎ (問題38) 設問D ★★★-----39
- 【問11】保険証券および  
 保険約款の読取り  
 (問題39) 設問A ★-----49  
 (問題40) 設問B ★-----49  
 (問題41) 設問C ★-----50  
 (問題42) 設問D ★-----50  
 (問題43) 設問E ★-----50
- 【問12】保険証券および  
 保険提案書の読取り  
 ◎ (問題44) 設問A ★★★-----57  
 ◎ (問題45) 設問B ★★★-----57  
 ◎ (問題46) 設問C ★★★-----58  
 ◎ (問題47) 設問D ★★★-----58
- 【問13】保険証券および  
 保険提案書の読取り  
 (問題48) 設問A ★★★-----63  
 (問題49) 設問B ★★★-----63  
 (問題50) 設問C ★★★-----64  
 (問題51) 設問D ★★★-----64
- 【問14】保険証券の読取り  
 (問題52) 設問A ★★★-----68  
 (問題53) 設問B ★★★-----69  
 (問題54) 設問C ★★★-----69  
 (問題55) 設問D ★★★-----69
- 【問15】個人契約の  
 生命保険の税務等  
 (問題56) 設問A ★★★-----70  
 (問題57) 設問B ★★★-----70  
 (問題58) 設問C ★★★-----71
- 【問16】個人契約の  
 生命保険の税務等  
 (問題59) 設問A ★★★-----72  
 (問題60) 設問B ★★★-----73  
 (問題61) 設問C ★★★-----74  
 (問題62) 設問D ★★★-----75
- 【問17】個人契約の  
 生命保険の税務等  
 ◎ (問題63) 設問A ★★★-----76  
 ◎ (問題64) 設問B ★★★-----77  
 ◎ (問題65) 設問C ★★-----78  
 ◎ (問題66) 設問D ★★-----79
- 【問18】個人事業主に対する  
 コンサルティング  
 ◎ (問題67) 設問A ★★★-----80  
 ◎ (問題68) 設問B ★-----81  
 ◎ (問題69) 設問C ★★★-----82  
 ◎ (問題70) 設問D ★★★-----82  
 ◎ (問題71) 設問E ★★★-----83
- 【問19】定年退職前の  
 夫婦の生活保障  
 (問題72) 設問A ★★-----84  
 (問題73) 設問B ★-----85
- 【問20】夫と死別した妻と  
 子ども世帯の保険設計  
 ◎ (問題74) 設問A ★-----86  
 ◎ (問題75) 設問B ★★★-----87  
 ◎ (問題76) 設問C ★★★-----87  
 ◎ (問題77) 設問D ★-----88  
 ◎ (問題78) 設問E ★-----88
- 【問21】従業員の生活保障  
 (問題79) 設問A ★★★-----92  
 (問題80) 設問B ★-----92
- 【問22】従業員の生活保障  
 ◎ (問題81) 設問A ★★★-----93  
 ◎ (問題82) 設問B ★★★-----93  
 ◎ (問題83) 設問C ★★★-----94  
 ◎ (問題84) 設問D ★★★-----94  
 ◎ (問題85) 設問E ★★★-----94
- 【問23】従業員の生活保障  
 ◎ (問題86) 設問A ★-----95  
 ◎ (問題87) 設問B ★-----95  
 ◎ (問題88) 設問C ★-----96  
 ◎ (問題89) 設問D ★-----96

【問 1 1】 基～中 H25-1 保険証券および保険約款の読取り

総合商社に勤務している杉山文章さん（以下「文章さん」という）が、先日加入した次のMA生命保険会社の生命保険＜資料 1＞とその生命保険約款＜資料 2＞に照らして、以下の設問について、それぞれの答えを 1～4 の中から 1 つ選んでください。

＜資料 1＞

保険種類 5年ごと利差配当付普通終身保険		保険証券記号番号 ○○○-△△△△	
保険契約者	スギヤマ フミアキ 杉山 文章 様	ご印鑑 ①杉山	契約日：2016年9月1日 主契約の保険期間：終身 主契約の保険料払込期間：65歳払込満了 保険料払込方法（回数）：年12回 保険料払込期月：毎月 社員配当金支払方法：積立配当方式 払込保険料合計：25,000円 （うち主契約保険料）25,000円
被保険者	スギヤマ フミアキ 杉山 文章 様 契約年齢 38歳 男性 1978年（昭和53年）4月20日生		
受取人	死亡保険金	杉山 妙子 様（妻）	受取割合 70%
		杉山 大介 様（子）	30%
	高度障害保険金	被保険者様	
	リビング・ニーズ特約保険金	被保険者様	
	指定代理請求人	指定されていません	
■ご契約内容			
主契約の内容		保険金額	保険期間
普通終身保険		保険金額 1,000万円	終身
■その他付加されている特約・特則等			
第1回保険料クレジットカード払込特約 保険料口座振替特約 リビング・ニーズ特約			

＜資料 2＞

[5年ごと利差配当付普通終身保険普通保険約款（抜粋）]

第1条（責任開始の時）

1. この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第19条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日とします。契約年齢（第39条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

3. 一省略—

3. 適切。保険契約者は、被保険者が死亡するまでは、法令上有効な遺言により死亡保険金受取人を変更することができるが、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が保険会社に通知しなければその効力は生じない（同約款第37条第1項、第3項）。
4. 適切。保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、保険会社に対する通知により死亡保険金受取人を変更することができる（同約款第36条第1項）。

【問 1 1】 **基**～**中** H25-1 保険証券および保険約款の読取り

<正解>

設問A	設問B	設問C	設問D	設問E
2	2	2	3	4

（問題39）設問A-2 責任開始日 ☆

2. 正しい。

<資料2> 5年ごと利差配当付普通終身保険普通保険約款（以下「保険約款」という）の第1条1.（1）により、保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合、第1回保険料を受け取った時が、責任開始の時となる。

本設問の場合、第1回保険料を受け取った時は、<資料2>第1回保険料クレジットカード払込特約の第2条により、保険契約者が指定クレジットカードを利用して保険料払込み手続きが完了した時に第1回保険料を受け取ったものとなる。また、責任開始の時を含む日を責任開始の日とすることから、2016年8月17日が責任開始の日となる。

（問題40）設問B-2 保険料の振替貸付 ☆

1. 正しい。<資料2>保険約款の第14条の1. により、あらかじめ保険契約者から反対の申出がある場合は振替貸付は行われない。なお、保険会社によっては、保険契約者からの申出をもってはじめて保険料の振替貸付（以下「自動振替貸付」という）の取扱いを行う保険種類もある。
2. 誤り。貸付金を6ヵ月分の保険料に相当する金額とした場合に貸付金とその利息との合計額が、返戻金額を超えるときは、<資料2>保険約款の第14条2. -（1）により、貸付は行えない。その際は、同第14条1. -（2）に立ち返り、返戻金額を超えない範囲で最も多い月数分の保険料に相当する金額を貸付金とすることができる。よって、本肢では、3ヵ月分を貸付金として自動振替貸付の取扱いを活用することができる。
3. 正しい。<資料2>保険約款の第14条2.（5）により、死亡保険金が支払われるときに、未返済の貸付金や利息がある場合、死亡保険金から貸付元利金が差し引かれる。
4. 正しい。<資料2>保険約款の第14条2.（6）により、自動振替貸付が行われた場合でも、猶予期間満了日の翌日から3ヵ月以内に保険契約者から払済終身保険への変更の請求があったときには、自動振替貸付を行わなかったものとして、払済終身保険の請求による取扱いが行われる。